

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定  
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定居宅サービス事業者の指定

指導監査室

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 漁船保険付保義務の消滅

水産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

### 【公告】

## 目次

担当課（室）

○ 土地改良区清算人の退任届  
○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧  
○ 公共測量の実施

耕地課

〃 監理課

◎岡山県告示第五百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 NTT株式会社  
住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番22号  
氏名 代表取締役 鵜飼 英一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 NTT株式会社自動車事業本部岡山製作所  
所在地 岡山県備前市畠田500番地の1

# 令和5年11月7日 岡山県公報 第12547号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設		
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する焼入れ施設（等 速ジョイント工場 3 3） LSH-1L)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（等速ジ ョイント工場 34）LS H-1L)		
能	力	360kg/h	96mL/h		
工事着手予定年月日		許可後直ちに	同左		
工事完成予定年月日		着手後5日後	同左		
使用開始予定年月日		完成後3日後	同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	3.0	0.44	0.44
	p H	7~10		6.5~9.5	
	B O D (mg/L)	7,000	7,000	3.0	6.0
	C O D (mg/L)	50,000	50,000	8.0	16
	S S (mg/L)	300	300	2.5	5.0
	油 分 (mg/L)	50	50	2.5	5.0
	T - N (mg/L)	3,000	3,000	2.5	5.0
	T - P (mg/L)	5.0	5.0	2.0	4.0
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	0	0	0

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和5年11月7日から同月28日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部長官環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年十一月七日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションももたろう

倉敷市新倉敷駅前一―六〇―一

令和五年十一月一日

◎岡山県告示第五百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十一月七日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

更新年月日

トマト薬局 玉島店

倉敷市玉島七五〇―五

令和五年十一月一日

はやぶさ薬局

玉野市田井五丁目三―二二―五号

令和五年十一月一日

金光駅前薬局

浅口市金光町占見新田三九八―六

令和五年十一月四日

◎岡山県告示第五百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

ながの訪問看護ステーション

所在地

総社市総社二―二―四三

総社市金井戸一五〇―一

令和五年八月一日

◎岡山県告示第五百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

イオン薬局倉敷店

倉敷市水江一

令和五年十月九日

あいの倉薬局

倉敷市児島味野六一―六

令和五年十月三十一日

◎岡山県告示第五百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターともに あかいわ

2 所在地

岡山県赤磐市日古木七六六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

岸本建設株式会社

2 所在地

岡山県岡山市北区今五丁目五番一六号

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一五四五

五 サービスの種類

通所介護



◎岡山県告示第五百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ともにホーム 夢の木

2 所在地

赤磐市日古木七六六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

岸本建設株式会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区今五丁目五番一六号

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三二一三〇〇〇六七

五 サービスの種類

共同生活援助（日中サービス支援型）

◎岡山県告示第五百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ともにホーム 夢の木

2 所在地

赤磐市日古木七六六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

岸本建設株式会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区今五丁目五番一六号

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇二九一

五 サービスの種類

短期入所

◎岡山県告示第五百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みどりの島

2 所在地

瀬戸内市牛窓町牛窓五七〇〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人牛窓障害者支援センター

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市牛窓町牛窓五七〇〇番地一

三 廃止年月日

令和五年十一月四日

四 事業所番号

三三一一二〇〇二二八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市宮地字長迫二二一〇の一、字寺奥二五九〇の一、二五九〇の一五から二五九〇の二〇まで、二五九〇の二三から二五九〇の二五まで、二五九〇の二七から二五九〇の三三まで、二五九〇の四〇、二五九〇の八八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第一項の規定により、次の加入区について、令和元年岡山県告示第四百五十四号（児島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年十月十七日限り、消滅した。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 児島加入区

◎岡山県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡美星線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市吉田字吉川四八四四番三四地先から	新	一四・九〇 四二・七	三四二・八
笠岡市吉田字吉川四八四四番三四地先から	旧	八・八〇 四二・七	三四二・八

◎岡山県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	笠岡美星線	笠岡市吉田字吉川四八四番三四地先から笠岡市小平井字向原六七七番一地先まで	令和五年十一月七日

◎岡山県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	笠岡美星線	笠岡市吉田字吉川四八四四番三四地先から笠岡市小平井字向原六七七番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年十一月七日



〔五四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。  
令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称  
美星土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名	住 所
川上伊佐夫	井原市美星町宇戸八九八
原田 秀樹	〃 〃 明治五五一一
片岡 正仁	〃 〃 大倉八四二
西田 秀夫	〃 〃 星田一八一七
川上 哲雄	〃 〃 黒木二三四一
細川 清人	〃 〃 三山三七五七
花田 章	〃 〃 黒忠二九三三

令和5年11月7日 岡山県公報 第12547号

〔五四四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 地区名  
八社地区
- 二 縦覧に供する書類  
換地計画書
- 三 縦覧の期間  
令和五年十一月七日から同月二十八日まで
- 四 縦覧の場所  
津山市役所久米支所

令和5年11月7日 岡山県公報 第12547号

〔五四五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苫田郡鏡野町市場 地内	公共測量（路線測量及び河川測量）	令和五年十一月一日から同年十二月二十二日まで

令和5年11月7日 岡山県公報 第12547号

〔五四六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市松原町松岡地内
測量の種類	公共測量（基準点測量等）
測量期間	令和五年十一月一日から令和六年二月二十二日まで